

## 令和5年度藍住町放課後児童クラブ入会判定基準表

### 保護者の状況

事由・類型		保育できない理由		基本点数	
1	就労	週4日以上	1日9時間以上	21	
			1日8時間以上	20	
			1日7時間以上	19	
			1日6時間以上	18	
			1日5時間以上	16	
			1日4時間以上	15	
			1日4時間未満	14	
		週4日未満	1日9時間以上	19	
			1日8時間以上	18	
			1日7時間以上	17	
			1日6時間以上	16	
			1日5時間以上	14	
			1日4時間以上	13	
			1日4時間未満	12	
2	妊娠・出産	出産の準備又は休養を要する(前後8週)		12	
3	保護者の疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院又は入院に相当する治療などで自宅療養で常に病臥している場合	20	
			通院加療を行い常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	14	
			部分的に保育が困難な場合	10	
		障がい	身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級～2級 療育手帳Aの交付を受けていて常時保育が困難な場合	20	
			身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1の交付を受けていて保育が著しく困難な場合	16	
			身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて保育が困難な場合	12	
4	同居親族等の介護・看護	常時介護が必要で常時保育が困難な場合		18	
		付き添いのため週4日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合		14	
5	災害・復旧	自宅又は近隣の復旧に当たっている場合		20	
6	求職活動	内定	週4日以上	1日8時間以上	14
				1日7時間以上	13
				1日6時間以上	12
				1日5時間以上	10
				1日5時間未満	8
		週4日未満	1日8時間以上	12	
			1日7時間以上	11	
			1日6時間以上	10	
			1日5時間以上	8	
			1日5時間未満	6	
		求職活動のため日中外出している		4	
7	就学	1日当りの就学時間が6時間以上である場合		16	
		1日当りの就学時間が6時間未満である場合		12	
8	虐待・DV	虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合		※	
9	加算項目	ひとり親		23	

- (1) 就労時間数は休憩時間を含む労働規約上の正規の時間とする。
- (2) 父母の得点に加算・減算項目を加減する。
- (3) 基本点数40点以上を優先する。
- (4) 基本点数40点未満となった場合は、基本点数+調整項目により優先順位を決定する。
- (5) 同点となった場合は、低学年を優先する。学年が同じ場合は、申請の早い方を優先する。
- (6) 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

加算・減算項目

加算・減算事由	詳細	加減点数	
きょうだい同時申請	同時期・同クラブ希望である	5	
単身赴任	県内外	3	
長期休暇のみ利用	春季休暇等	-1	
65歳未満の同居 祖父母等がいる	無職・健康である	-3	
学年状況	学 年	1年生	20
		2年生	16
		3年生	12
		4年生	8
		5年生	4

調整項目

調整事由	詳細	加算点数
勤務時間	16:00まで	10
	15:30まで	8
	15:00まで	6
	14:30まで	4
通勤時間	片道30分以上	1